

公立大学法人奈良県立医科大学 平成19年度 年度計画

I 大学の教育・研究・診療等の質の向上に関する目標を達成するための措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

学士課程

- 1 一般教育を第1学年から第3学年まで実施する新しいカリキュラムに基づき、平成19年度は第2学年後期において一般教育（講義・演習・実習）を実施する。
- 2 英会話ラウンジにおいて、ネイティブスピーカーと異文化の議論ができる程度の英会話力を養える環境を整える。
- 3(1)医学科では、第4学年において「実践的医療倫理」（講義・演習・少人数学習）を行う。
(2)看護学科では、第1学年において生命倫理及び看護倫理の授業を行う。
- 4(1)第1学年・第2学年において「医学特別講義」を行う。
(2)第1学年に「医学特別実習」を新設する。
- 5 奈良県大学連合における単位互換制度を利用した一般教育の履修を実現するためのカリキュラムのあり方及び実施体制について検討する。
- 6 進歩著しい今日の科学成果を効果的に教授するシステムについて、その開発及び実施に向けてのアクションプランを作成する。
- 7(1)医学科においては、第3学年において問題基盤型学習（PBLチュートリアル）、第5・6学年の臨床実習において症例中心問題基盤型学習及び「根拠に基づいた医療（EBM）」の授業を行う。
※ PBL (Problem-based Learning) チュートリアル：学生を少人数のグループに分けて行う問題立脚型の学習方法
※ EBM (Evidence Based Medicine)：根拠に基づく医療
(2)看護学科においては、看護専門科目について自己主導型学習を基盤に問題解決法を用いた授業を第1学年より行う。
- 8 エポック（EPOC）を用いたオンライン評価により、クリニカル・クラークシップの評価を厳密に行う。
※ EPOC (Evaluation system of Postgraduate Clinical Training)：インターネットを利用した臨床研修評価システム
※ クリニカルクラークシップ：診療参加型臨床実習

- 9(1)医学科においては、医療関係職種の役割を早期に理解できるように医学特別実習を第1学年で実施する。
- (2)看護学科においては、医療職者の役割を早期に理解できるように基礎看護学実習Ⅰ（集中実習）を第1学年で行う。また、実習施設は大学附属病院とする。
- 10(1)医学科においては第3学年で問題基盤型学習（PBLチュートリアル）を行う。
※ PBL (Problem-based Learning)チュートリアル：学生を小人数のグループに分けて行う問題立脚型の学習方法
- (2)看護学科においては、第3学年の臨地実習において看護過程の展開（問題解決法）を実践する。
- 11 地域医療においてリーダーシップを発揮できる医療人を育成するためのカリキュラムを開発する。
- 12 臨床教育における On the Job Training を促進する。
※ On the Job Training：学生を医療スタッフの一員として位置付け、医療の場で実践的に教育・指導する方法
- 13 学生による授業評価（科目別、教員別）を実施し、公開して改善に役立てる。

大学院課程

- 1 創造性豊かな研究活動を自立して行うことができる、深い専門性と高度な技術を修得した人材を育成するためのプログラムをさらに充実させる。
- 2 国際的コミュニケーション能力を育成するカリキュラムを実施する。その一つとして、海外からの研究者のセミナーを活発に開催するシステムを整備する。
- 3 国際交流センターを設置し、留学生の積極的な受入体制の整備、外国の大学との交流協定の見直し整備、大学院生の海外留学や海外での研究発表の奨励のための財源の確保に努める。
- 4 医学研究科修士課程の設置に向けて、医学・医療・看護学関連領域で基本となる共通教育科目、専門性をのばす専門教育科目、修士論文作成を行う特別研究科目など科目の選定、研究指導教員及び補助教員の確保について検討する。
- 5(1)博士課程の研究指導教員及び補助教員の募集・審査・参加を随時行う。
- (2)大学院生による研究指導教員の研究指導の評価と研究指導教員による大学院生の評価を双方向に行い、研究指導體制の改善に努める。
- (3)大学院研究シンポジウムを開催し、大学院生の研究プロセスの発表の機会を設け、大学院研究科全体での討論、アドバイスを得て、研究の質の向上に努める。

- (4) 総合研究施設の施設・機器の利用状況・希望をアンケートで把握し、それらの充実に努める。
 - (5) 施設・機器の使用状況、管理状況をR I・動物実験・組換えDNA実験安全の各委員会では握し、予算を含め早急に対処する。
 - (6) 競争的資金の募集の紹介をホームページ、ダイレクト e メールを利用して、大学院生、研究者への情報伝達、更新に努める。
- 6(1) 各講座・部門の成果に関する情報交換会を定期的を開催し、共同研究体制を推進する。
 - (2) ホームページに研究情報ネットワーク掲示板を作成し、ニーズ・シーズの情報交換を促進する。
 - (3) 各講座・部門が開催する学内講演会は、研究支援室を通じて一斉メール通信で広報する。
- 7(1) ホームページを利用して、和文・英文による各研究指導教員の研究概要の紹介とともに研究トピックスを広く公開する。また、同窓会誌、学報等も積極的に利用する。
 - (2) 大学院研究シンポジウムを本学及び奈良県の看護師、技師など医療従事者、学内の学生・職員・教員のみならず奈良県の大学学部・修士課程学生に参加を呼びかけるとともに大学院の受入体制を紹介する。
- 8 計画を実践するため、大学院運営委員会で以下の点を検討する。
 - ・他の大学院で取得した単位の互換性
 - ・大学院の単位のあり方
 - ・他の大学院をはじめ研究機関との相互交流を盛んにするための連携大学院の枠組み
- 9 「甲」で申請された学位申請論文の中から特に優秀な論文に奨励賞を与える。

(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

学士課程

- 1-1(1) アドミッションポリシーを作成し、本学の求める学生像をホームページ等を用いて広く受験生に周知する。
 - (2) オープンキャンパスに向けて、受験生が必要とする情報を開示する。
 - (3) 高大連携の充実に努めるため、可能な限り学科授業等（まず、医学特別講義等）を公開する。
 - (4) 受験生から直接アクセスできる相談窓口の設置を検討する。
 - (5) 学生を出身高校に派遣し、本学の紹介を行う。
- 2 入学時の成績と入学後の成績、国家試験成績、研修医時期の評価及びその後の進路等の相関を検討するための基盤データベースを構築し、入学試験改革の資料とする。
 - 3 平成20年度から実施予定の地域枠入試制度の周知徹底を行う。

- 2-1 (1) 一般教育の枠組みの変更に合わせて、第2学年後期において一般教育を実施する。
(2) 基礎医学の授業を第2学年4月から開始する。
(3) 研究室配属を第4学年に新設する。
- 2 医学特別実習を第1学年に新設する。
- 3 一般教養科目又は医学特別講義の中で、奈良における歴史文化（医学史を含む。）を学ぶことができる授業計画を立案する。
- 4 (1) 医学専門教育の中に選択（必修）科目の設置を目指したカリキュラム設計を検討する。
(2) 単位制を踏まえた進級判定の方法を検討する。
- 5 基礎医学の科目横断的なカリキュラムを実現するための諸条件を検討し、実施に向けたプランを作成する。
- 6 基礎医学（病理学、細菌学、寄生虫学、薬理学、衛生学）の一部と臨床医学を統合した新しい疾患・診療体系別の臨床統合型講義を実施する。
- 7 学外32施設を利用したクリニカルクラークシップによる実践的な臨床医学教育を行う。
※ クリニカルクラークシップ：診療参加型臨床実習
- 8 (1) 客観試験による進級判定及び卒業試験について「確信度を加味した客観試験」で行う。
(2) 再試験の一部を「確信度」を付与したコンピュータ試験システムで行う。
- 9 生涯学習し続ける姿勢を体得するための教育プログラムをデザインする。
- 3-1 (1) 平成16～18年までの現行カリキュラム評価を実施するために基礎から応用まで一貫性があるか否かの観点に立った授業評価の資料収集を行う。
(2) 教育目標に照らして科目の統合性、系統性及び学年配置、時間数を検討する。
- 2 (1) 学生の臨地実習における専門的判断力と根拠に基づいた看護（EBN）を実施するための実践的な看護能力を評価する。
※ EBN (Evidence-based Nursing)：根拠に基づく看護
(2) 第2学年で基礎看護学実習Ⅱ（基本的生活動作の援助）の看護過程の展開を基盤に臨地実習へと発展させる。

- 4-1 ネイティブスピーカーとの対面による英会話の機会を設け、参加者の増加を図る。
- 2(1) 学部教育の各課程における授業で英語の専門用語等を取り入れることについて検討する。
(2) 英会話能力の向上を図るための方策について検討する。
- 3 国際交流センターを活用して、外国の大学との提携に向けて検討を行う。
- 5-1 学生ラウンジ（一般教育校舎）に新聞コーナーと一般的な図書・書籍コーナーを設置する。
- 2 社会の事象・問題等に関するトピックスをプリセプターシステムの課題として取り上げ、社会を観察・洞察する能力を育成する。
※ プリセプターシステム：6学年を縦割りにした学生グループによる相互支援・学習システム
- 6-1 奈良県大学連合を他大学と協力してさらに充実させ、教育・研究の発展と向上、文化、学術の創造を目指す取組みを実施し、地域社会への貢献を図る。
- 2 共催のシンポジウムやワークショップを教員・学生が協力して企画し、実施する。その中で、教員・学生の大学間の交流を積極的に実施する。
- 7 地域健康医学体験、地域看護学実習、山間地における地域医療体験実習、救急車搭乗体験実習等をさらに充実させる。

大学院課程

- 1-1(1) ホームページ、同窓会誌、学報などを積極的に活用し、研究室の具体的な研究テーマや最近の研究成果を示すとともに、研究指導體制を紹介する。
(2) 大学院生が積極的に研究に専念できるように研究室の体制を整える。
- 2(1) 本学の卒業生に対して社会人入学制度の紹介をホームページ、同窓会誌、学報などを積極的に活用して行い入学を勧誘する。
(2) 社会人受入れのポスターなどを県内各医療施設に掲示し、働きながら修士・博士が取得できることを広く医療関係者に働きかける。
- 3 各研究室の研究に専修生・研究生、他学卒業生及び外国人を積極的に参加させることによって、大学院生として研究に専念する動機を与えるとともに、質の高い研究成果の価値を理解させる。

- 2-1 (1) 奈良県の医療機関を対象に、修士課程設立の必要性を検討するための調査を行う。
- (2) 文部科学省の指導に従った充実した教育体制を整え、申請する。
- (3) 初めての入試にあたって、受験生の募集を県内のみならず広く、他大学学部学生、社会人に働きかけて行う。
- 2 (1) 研究指導の充実を図るため、研究指導教員及び補助教員を募集し、審査する。
- (2) 論文審査のシステムを検討し確立する。
- 3 (1) 研究指導教員がそれぞれの大学院生の研究指導のためのシラバスを作成する。
- ※ シラバス：授業内容の概要を示したもの
- (2) 研究指導教員による大学院生に対する評価方法を確立し、その評価結果を研究指導に具体的に改善されたかを確認するシステムを作成する。
- (3) 大学院運営委員会は大学院生への研究指導に関わる施設・備品・経費などを調査し、整備状況を把握する。
- 4 (1) 研究指導教員の研究指導能力を大学院生によって評価する方法及び研究指導教員の研究指導方法の改善を検討する。
- (2) 大学院生及び研究指導教員によって研究の達成度合いを相互に判定し、その結果を大学院運営委員会に報告するシステムを検討する。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

- 1-1 全学的な教員及び職員の人事に関する基本方針と配置計画を定めるための学長を中心とした体制をつくり、実施を図る。
- 2 (1) 教員の教育活動を支援するため、T Aを必要とする科目と人数、R Aを必要とする科目と人数についてまず調査し、T A、R Aを積極的に活用するよう検討を始める。
- ※ T A (Teaching Assistant)：大学院学生が学部教育の補助を行う制度
R A (Research Assistant)：大学院学生を研究補助者として参画させる制度
- (2) 本学固有のT A、R A制度の確立について検討する。
- 3及び-4
- (1) 看護実践研究プロジェクトを構築するため看護学科にワーキンググループを設置し、現行の実践研究を把握する。
- (2) 他大学での実践研究に関する情報を収集する。
- 2 図書委員会の機能を拡大し、本学図書館機能及び情報管理の現状を把握するとともに、他大学の総合学術情報センターに関する情報を収集する。

- 3-1 (1) 学生による授業評価（科目別、コース別）の結果を授業担当者にフィードバックし、その後の授業がどう改善されたかを調査する。
- (2) 学生による教員個々の授業評価の方法を立案し、試行する。

- 2 (1) 教員相互による授業評価方法について検討する。
- (2) 優れた教育を実践する若手教員の表彰制度について検討する。

- 3 (1) 「MDプログラム奈良2006」についての学内討論会を開催する。
- (2) 教育評価のためのワークショップを開催する。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

- 1-1 学生生活実態調査における調査項目（特にアルバイトの状況等）の検討を行う。

- 2 学生による教育設備や学習支援体制の評価項目の検討を行う。

- 3 大学として授業料減免制度や奨学金制度の整備について検討を行う。

- 4 学生相互学習・生活支援体制の充実を屋根瓦方式で図るプリセプターシステムを機能的に実施する。
 - ※ 屋根瓦方式：学年の上の者が下級生を教える指導方式
 - ※ プリセプターシステム：6学年を縦割りにした学生グループによる相互支援・学習システム

- 5 全学生の学内ネットへのユーザー登録を平成19年度に実施し、学内のどこからでも学内LANにアクセスできる環境を平成20年度までに完備する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

- 1 (1) 研究支援システムの構築を実施する。
- (2) 大学で行われている研究とその目的をシンポジウム・講演会形式で公開し、中小・大企業を含めた産業界、県・国の行政に広く参加を求める方策を検討する。
- (3) 参加者相互の親睦・相互理解のため懇親会などの企画を検討する。
- (4) 中小・大企業を含めた産業界との相談会・座談会の開催を企画する。

- 2 (1) 競争的資金の応募に関して研究室内、大学内及び大学間のグループ化を推進する研究サポート体制の形成について検討する。
- (2) 研究者に対する感化を図るため、競争的資金を確保したグループの研究成果発表の機会を設けることについて検討する。

3(1)奈良メディカルネットワークを構築するためのワーキンググループを設立する。

※ 奈良メディカルネットワーク：

医療情報・技術の提供等のほか、県全域の医療・福祉レベルが等しく向上するよう、本学が奈良県を中心とした地域の臨床試験・臨床研究、さらには高度先進医療の受け皿として総合医療の拠点機関としての役割を果たす必要がある。

この一環として、総合医療情報システムを基に構築を目指す県内医療情報ネットワークを活用して、当該システム、本学の臨床治験及び地域連携推進部門等と県、関係機関及び県内医療機関との臨床応用研究等に関するネットワーク化を推進していく上で調整機能を担う機関

(2)既存の医療情報部門と設立予定の臨床試験部門との連携を図る。

(3)医師主導型臨床試験の実施に必要なCRC等の育成を検討する。

※ CRC (Clinical Research Coordinator)：

臨床試験コーディネーター。臨床試験が適正かつ円滑に実施できるようサポートする専門スタッフのこと

4 住居医学共同プロジェクトをさらに推進するとともに、教育研究担当理事を委員長とするワーキンググループを設置し、新たな大学内共同研究プロジェクトの検討を開始する。

5 基礎医学、先端医学研究機構と臨床医学との連携を図り、臨床応用への基盤整備を図る方策について検討を行う。

6(1)国内の共同研究を促進し、国内留学者の派遣と受入れを推進する。

(2)国際交流センターが国外への留学者の派遣と受入れを支援する。

7 民間企業からの受託研究、受託研究員、寄付講座の受入れの充実を図る。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

1-1(1)競争的外部資金の情報をホームページ上に掲載する。

(2)競争的外部資金獲得研究課題のデータベースを作成し、学内に提供する。

(3)企業との共同研究は原則受託研究とし、研究推進室を中心に推進を図るとともに、研究費の管理運用を行う。

-2及び-3 教育研究担当理事を委員長とするワーキンググループが、以下の点について役員会に答申する。

- ・本学の重点領域及び奈良県の医療向上に寄与する重点分野（学内公募も視野に入れて）の検討
- ・学内研究費の財源獲得方法（大学への寄附のシステム、経理委任に係る事務費の活用）の検討

-4(1)ポスドク制度に対する財源の獲得方法、給与体系を検討する。

※ ポスドク：博士課程修了後、研究者としての能力を更に向上させるため、引き続き大学などで研究事業に従事する者

(2)人件費付き競争的研究費の獲得に向けた情報公開を行う。

-5 留学支援の基準、財源に関して国際交流センターを活用し、若手研究者の留学支援制度の充実に向けて検討を行う。

2-1 奈良先端科学技術大学院大学や知的クラスター等との連携を強化し、共同研究を推進する。

-2 国際交流センターを活用し、外国との共同研究を推奨する。

-3(1) 先端医学研究機構をはじめ、医工連携を充実させる。

(2) 住居医学関連研究プロジェクトを充実させ、工学系の人材の登用に努める。

3-1 研究部長を中心に、研究支援体制の見直し・整備を推進する。

-2(1) 総合研究施設、大学共同研究施設の有効な利用を実現する。

(2) 現存する機器の使用状況、必要性を検討し、不要なものを処分する。

-3(1) 先端医学研究機構の部門の複数化を図る。(生命システム医科学部門を現在の1部門から3部門体制とする。)

(2) 先端医学研究機構検討委員会を発展させ、将来の先端医学研究機構のあるべき姿について取りまとめを行うとともに、必要な研究スペースの確保、施設についても検討を行う。

4-1及び-2 医療の質、臨床疫学研究の支援体制を検討するワーキンググループを組織する。このワーキンググループはS P Hの必要性についても併せて検討する。

※ S P H(School of Public Health) : 公衆衛生大学院

-3 奈良メディカルネットワークと協力して臨床研究の体制づくりを検討し、臨床研究を推奨する。

※ 奈良メディカルネットワーク :

医療情報・技術の提供等のほか、県全域の医療・福祉レベルが等しく向上するよう、本学が奈良県を中心とした地域の臨床試験・臨床研究、さらには高度先進医療の受け皿として総合医療の拠点機関としての役割を果たす必要がある。

この一環として、総合医療情報システムを基に構築を目指す県内医療情報ネットワークを活用して、当該システム、本学の臨床治験及び地域連携推進部門等と県、関係機関及び県内医療機関との臨床応用研究等に関するネットワーク化を推進していく上で調整機能を担う機関

5-1及び2 研究推進室に知的財産を所管する部署を設け、その充実を図る。

-3 関西TLO等との連携を図る。

※ 関西TLO(Technology Licensing Organization) :

関西一円の大学や企業を対象とする技術移転機関。大学における研究成果を企業へ技術移転し、企業が事業化することで得た収益の一部を大学等に還元し、大学・研究者の研究活動を活性化させる「知的創造サイクル」の創出を主な目的とする。

6-1 臨床試験センター設置に向けたワーキンググループを組織する。

-2 シンポジウムや講演会、産業界との相談会の開催等、多角的な取組みを進めるとともに、企業向けの大学情報をホームページ上で公開し、寄附講座の招致を推奨する。

-3(1) 研究支援システムに民間からの人材登用を検討する。
(2) 若手の育成を進める。

-4 奈良の薬や医学の歴史に関して発信する内容や方法等について検討を行う。

3 診療に関する目標を達成するための措置

1-1(1) 患者満足度調査の実施や「声のポスト」などを活用して患者から意見聴取を進めるとともに、それらを病院運営にフィードバックさせる方策を確立する。

(2) 患者サービスを担当する副病院長を設置し、患者満足度向上に向けた取組みを推進する。

-2(1) 公開講座を定期的で開催するとともに、患者等を対象にした教育講座等を実施する。

(2) ホームページ等により、予防医学や健康医学等に関する情報を発信する。

-3(1) 治療や検査に関する説明書(合併症を含む。)を充実させる。

(2) 医療相談窓口の充実に取り組む。

-4(1) 医療安全推進室が附属病院内のリスク情報の把握に努め、病院運営協議会をはじめとして関係委員会等に対して必要な情報提供等を行う。

(2) リスクマネジャー会議等の活性化、広報活動の見直し、医療安全活動の実施状況の監視など、医療安全管理委員会において決定された事項を徹底させる。

(3) 医療安全推進室と各部署のリスクマネジャーが連携を密にするとともに、部署内での研修にも医療安全推進室が参画することにより、リスクマネジャーが医療安全活動を円滑に実施できるようにする。

-5 病院運営の問題点の洗い出しを行うとともに、病院機能や診療環境に対する評価制度の導入について検討を行う。

2-1 (1) 診療各科で行っている先進医療に係わる研究を調査し、高度先進医療への申請作業を促進させる。

(2) 臨床試験、医師主導型臨床研究に積極的に取り組むとともに、奈良メディカルネットワークの構築に向けた検討を行う。

※ 奈良メディカルネットワーク：

医療情報・技術の提供等のほか、県全域の医療・福祉レベルが等しく向上するよう、本学が奈良県を中心とした地域の臨床試験・臨床研究、さらには高度先進医療の受け皿として総合医療の拠点機関としての役割を果たす必要がある。

この一環として、総合医療情報システムを基に構築を目指す県内医療情報ネットワークを活用して、当該システム、本学の臨床治験及び地域連携推進部門等と県、関係機関及び県内医療機関との臨床応用研究等に関するネットワーク化を推進していく上で調整機能を担う機関

(3) ホームページ等により、高度先進医療に関する情報を発信する。

-2 (1) 県との協議を進め、総合周産期母子医療センターの整備に向けた取組みを進める。

(2) 高度救命救急センター、感染症センター、精神医療センター等が十分に機能を果たすことができるよう、県との連携を密にしながら確実な運営に努める。

-3 疾病を臓器を越えて病因別にとらえた統合的な医療システムの構築に向けて検討を行う。

-4 患者動向の変化や医療技術の進歩等にも柔軟に対応できるよう、診療科組織・体制の見直しに努める。

-5 特定機能病院に相応しい医療機器の整備を行う。

3-1 (1) 臨床研修医や医員からの意見も参考にしながら、臨床研修プログラムや専門医養成プログラム等研修カリキュラムの充実を図る。

(2) 医師・看護職者・コメディカル等それぞれの役割分担を明確にし、臨床研修医や医員が臨床研修や臨床実習に専念できる体制を整備する。

-2 (1) 優秀な医療人を確保するため、医員について処遇の充実を図る。

(2) 臨床研修医についても処遇の充実を図る。

-3 (1) 医師・看護職者・コメディカル等医療関係職員に高度な専門的知識と能力を修得させるため、必要な研修会等への派遣を推進する。

(2) 専門的知識や能力を身に付けさせるため、職種ごとに附属病院内において実施する研修を充実・強化する。

-4 関連臨床研修協力病院との連携を緊密にし、臨床研修医の評価・進路希望などに関する情報交換をさらに推進させる。

-5 臨床試験、医師主導型臨床研究の実践を担う研究者・コーディネーターの育成方策を検討する。

4-1 大和路情報ハイウェイネットワークと総合医療情報システムを有効に活用し、地域医療機関との医療情報連携において中心的な役割を担い、「大和路医療情報ネットワーク」の構築に向けて検討を進める。

-2(1) 県の医療施策の立案等に積極的に参画する。

(2) 県とも協議をしながら、県立病院やへき地医療機関をはじめ県内の医療・保健施設における医師等の確保のため、人事交流の体制整備を図る。

-3 地域医療機関の医療水準の向上のため、医師・看護職者・コメディカル等の派遣や最新医療の情報を提供するとともに、研修会等の開催の支援を行う。

4 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

1-1 大学主催の市民公開講座を充実させる。

-2 附属病院主導の各診療科の健康教育講座を、附属病院患者・家族、一般市民を対象に学内で実施する。

-3 各診療科・県医師会部会単位で行っている公開講座や生涯教育等のうち、地域住民や一般医療者に公開可能なものを大学ホームページで広報する。

-4 地域の小・中学校、高等学校に対して、健康予防医学の認識・実践を促す健康科学教室開催などに関する調査を行い、平成20年度からの実施を検討する。

2-1(1) 国際交流に関する交流指針の策定を検討する。

(2) 学内の国際交流（学術交流、留学生交流）の実態について調査する。

-2 海外の大学等との学術交流を推進するとともに、諸外国の大学等との交流協定を締結する検討を始める。

-3(1) 学生、教員及び職員の海外研修を行うため、学内の海外渡航助成制度や学外の海外派遣制度の積極的活用について検討する。

(2) 教員についてのサバティカル制度などの研究のための長期研修制度の導入についての検討を始める。

※ サバティカル制度：専門分野に関する能力向上のため自主的調査研究に専念する期間を設ける制度

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

- 1-1 (1) 役員会を設置するなど、理事長がリーダーシップを発揮できる体制を整備する。
(2) 新たに医学部長及び附属病院長を副学長とし、理事長補佐機能を整備する。
- 2 経営審議会委員、教育研究審議会委員及び理事に学外者を登用する。
- 3 (1) 役員会、経営審議会及び教育研究審議会のほか、教授選考会議を設置することに伴い、教授会・教授会議機能の見直しを行う。
(2) 大学及び附属病院に設置している各種委員会について、必要性の検討を行い、統廃合を実施するとともに、必要に応じて新たな委員会の設置について検討を行う。
- 4 各理事と各事務組織が連携できるような体制を整備することにより、理事がそれぞれの職務を効率的かつ効果的に果たすことができるようにする。
- 5 学長及び副学長の選考に際して、事務職員やコメディカル等が参画できる制度を構築する。

- 2-1 (1) 附属病院長の役割を明確化するとともに、権限の強化を図ることによって、病院運営管理機能の向上を図り、効率的かつ効果的な病院運営を推進する。
(2) 総合医療情報システムによるデータ等を活用して、附属病院長、副病院長等で構成する病院幹部会議において病院運営方針の策定を行う体制を確立する。
- 2 附属病院長の諮問機関として病院経営委員会を設置する。
- 3 病院運営に関する各種委員会について、その役割等の見直しを行い、必要に応じて統廃合を行う。
- 4 (1) 各診療科ごとの貢献度を適正に評価できる評価指標の設定など、評価システムの構築に向けて検討を行う。
(2) 評価結果を反映させるメリットシステムの構築に向けた検討を行う。

2 教育・研究・診療組織の見直しに関する目標を達成するための措置

- 1-1 (1) 准教授等の職名を導入するとともに、大学院における教育・研究指導者としての位置付けを明確にする。
(2) 病院教授制度の導入についての検討を行う。

- 2 臨床系講座・病院各部門における教育・研究・診療に関する教員の権限と責任の明確化に向けた検討を行う。
- 3及び-4 教育・研究・診療の各組織の活性化・編成・見直しを進めるための評価システムの導入について、教育研究担当理事を委員長とするワーキンググループが検討を行う。
- 5 卒業生に対する追跡調査等の実施に向けた検討を行う。
- 6 重点的研究テーマを全学的に推進するための体制構築に向けて、教育研究担当理事を委員長とするワーキンググループが検討を行う。

3 教員及び職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

- 1-1 奈良県大学連合加盟大学をはじめとした県内の教育・研究機関が連携して、専門別の研修会を実施する。研修会では参加者相互の交流を積極的に図る。
- 2 すべての教員を対象として、任期制（任期6年）の導入を推進する。
- 2-1 高い専門性を有した職員を育成するため、コメディカル等を対象とした教育・研修のプログラムをまず、計画・実施する。
- 2 県内外のコメディカル等の教育・研修の受入れを行い、医療専門職員の育成を図る。
- 3 医事請求業務、医療相談業務等の病院事務部門に、それぞれの専門分野の業務に精通した者を登用するための方策を講じる。
- 4(1) 公平性、透明性を確保しつつ、嘱託等の非常勤職員を活用した法人独自の採用方法を導入し、必要な人員の確保、実務能力を有する者の確保に努める。
(2) 民間の有為な人材の採用に取り組む。
- 5 医師及びコメディカル等が本来業務に専念できるようにするとともに、誇りを持って働ける環境づくりに努める。
- 6 職員の知識・技術・経験の向上を図り、また、法人運営に必要な知識や経験を持った人材の確保を図るため、奈良県等との間において人事交流を実施する。

3-1 任期制の再任評価結果を反映する方法として、一定の成果をあげた教員に対してサバティカル制度など労働意欲を高める方策について検討を行う。

※ サバティカル制度：専門分野に関する能力向上のため自主的調査研究に専念する期間を設ける制度

-2 職種ごとの評価制度及び評価結果に応じた昇任や給与・賞与等への反映方法について検討を行う。

4-1 法人化に伴い増加する業務、強化が必要な業務、整理可能な業務等を考慮した上で、事務組織を再編し、適正な人員配置を行う。

-2 これまで看護師が担ってきた看護の周辺業務等进行处理するために補助職員を新たに病棟に配置するとともに、病棟における投薬準備業務に対応するための薬剤師を増員する。

-3 (1) 看護師にとって魅力ある労働環境の整備に努める。
(2) 看護師の育児環境整備を図るため、夜間保育を確保する。
(3) 本学看護学科及び県内看護学校の卒業生の確保を進める。
(4) 他府県の看護学生の獲得に向けて活動する。
(5) 仕事に就いていない看護師の掘り起こしを推進する。

-4 (1) 外部委託、日々雇用職員で可能な業務、任期付き職員や嘱託職員で対応すべき業務と正規職員で対応すべき業務の整理を行う。
(2) 業務の整理に基づき、多様な雇用形態の採用や外部委託の導入を図る。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

1-1 事務組織、事務分掌及び事務権限の見直しを行い、効率的な事務組織への再編を行う。

-2 新たな事務組織、事務分掌等について点検・評価を行い、必要な見直しに取り組む。

2-1 新たに財務会計システムや人事給与システム等を導入するなど、事務処理の省力化・迅速化・簡素化・効率化を図る。

-2 業務内容や費用対効果を分析・検討し、可能な業務について外部委託の導入を行う。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

- 1-1 (1) 研究推進室において医理工学的な研究の実態を把握できるようにするため、職員が研究現場や成果発表現場にも出向くように努める。
(2) 学内の研究者が外部資金の公募に応募するように、説明会やインターネットを通じて学内向けの広報に努める。
- 2 (1) 産学官連携の推進のため、産学官の参加する公開講座の設置について検討する。
(2) 産学官連携を推進するための学内組織のあり方を、教育研究担当理事を委員長とするワーキンググループにおいて検討する。
- 2 (1) 研究推進室を中心にして、技術活用方法について検討する。
(2) 学内の技術リストを作り、技術相談等を通じた人材の知的活用について検討する。
- 3-1 附属病院長を中心にして、附属病院の業務運営における機能面の問題点を抽出し、柔軟な解決策を設定し、速やかに対応するための体制を確立する。
- 2 総合医療情報システムにより各種指標を有効に活用して、適切かつ効率的な診療報酬を確保していくための体制を確立する。
- 3 (1) クリニカルパスの構築を推進する。
※ クリニカルパス：特定の疾患について、入院から退院までの治療や看護の手順を標準化し、診療の効率化や均質化、コストの削減を図る手法
(2) 地域連携を一層推進するための体制を確立する。
(3) ベッドコントロール機能を充実・強化するためのシステムを確立する。
(4) 実績を踏まえ、診療科ごとの手術予約枠の見直しを行う。
(5) 以上の取組み等により、病床稼働率は91%、平均在院日数（一般病棟）は17.5日を目指す。
- 4 (1) 医事請求精度調査を継続的に実施し、診療科に対して、調査結果を確実にフィードバックする。
(2) 医事請求精度調査を踏まえ、診療報酬請求の適正化を推進させるためのシステムを構築する。
(3) 診療報酬請求内容のチェックを充実するためのシステムを確立する。
- 5 特殊検診業務や自由診療等の導入に向けた検討を行う。
- 4-1 授業料や施設使用料などの各種手数料については、他学の状況などの情報収集に努め、適正な料金設定を行う。
- 2 施設使用料の導入・見直しなどを通じ、施設の有効な利活用を推進するとともに、自己収入増加への取組みを行う。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

1-1、-2及び-3

- (1) 多様な雇用形態や外部委託の導入により人件費の抑制に努める。
- (2) 新たに採用する職員の給与制度のあり方について検討する。

2-1 (1) 診療材料や医療用消耗品について、調達から供給、保管までを一括管理する契約方法などの導入に向けて取組みを行う。

- (2) 上記の取組み等により、医薬・診療材料費比率については43%を目指す。

-2 (1) 医療機器の購入に当たっては、必要性や採算性を十分検証する。

- (2) 透明性を確保しながら、医療機器購入に維持管理をセットした複合契約の導入、リースによる機器の整備など、購入経費等を削減することができる調達方法や契約方法の導入に向けた検討を行う。

-3 MEセンターの業務見直しを行い、医療機器の保守・点検などを掌握する部門（臨床工学士、事務職員）を充実させるとともに、医療機器の保守・点検業務の一元管理を推進する。

※ MEセンター(Medical Engineering Center)：医療機器について施設内で保守・点検・運用を担当する部署

-4 総合医療情報システムの活用等により、附属病院長の指導のもと投薬や検査等の見直しを行うための体制を確立する。

-5 医療サービスの質を確保しながら、効果的な外部委託の導入により経費削減を図る。

-6 医療用消耗品購入等審査委員会の機能を充実するなど、各種物品の購入の適正化を図るための体制を確立する。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

1-1 遊休施設・設備等保有資産については、施設整備計画を見据えながら、効率的かつ効果的な利用を推進する。

-2 短期の資金運用に当たっては、ペイオフ対策を講じるとともに、安全かつ有利となるよう配慮する。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

- 1-1 自己点検・評価を行う学内実施体制や、点検・評価結果をフィードバックさせて改善を進めていくためのシステムを構築する。
- 2 年度計画の進捗状況について、自己点検・評価を実施する。
- 3 奈良県地方独立行政法人評価委員会による業務実績評価を活用し、大学運営における各種業務の改善に組織的に取り組むためのシステムの構築に向けて検討を行う。
- 4(1) 自己点検・評価について、ホームページ等による公表に向けて取組みを進める。
(2) 平成18年度に実施した大学評価学位授与機構による第三者評価の結果を公表する。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

- 1-1 業務実績や財務状況等の公表に向けて取組みを行う。
- 2 広報誌、ホームページ、公開講座等を通じて、研究者情報や研究成果等について積極的に情報を発信する。
- 3(1) ホームページの内容の充実を図る。
(2) 中期目標・中期計画等の内容をホームページに掲載するなど、大学情報を積極的に公開・提供する。
- 4 県の情報公開条例及び個人情報保護条例の実施機関として、情報公開や個人情報保護の取扱いについての要綱を定め、適切な取扱いが行われるよう学内への周知を図る。

V 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

- 1-1、-2、-3、-4、-5及び-6
県との調整を行い、施設整備に向けた方向性を検討する。
- 7 建物の改修にあたっては、バリアフリーに配慮した施設整備を行う。
- 8 利用者の視点に立った施設設備等の維持補修を実施する。

2-1 各設備の保守点検を定期的にも実施するとともに、故障した各設備の維持修繕を実施する。

-2、-3及び-4 (仮称) 大学及び附属病院施設整備計画策定委員会の準備会を設置し、委員の構成、審議事項等について検討する。

VI 安全管理等に関する目標を達成するための措置

1-1 有害物質・有害エネルギー・有害廃棄物等の安全衛生に関わる施設、設備などの整備状況の調査を実施する。

-2 平成19年度中に敷地内全面禁煙を実施する

2 天災・人災等、不測の事態への対応マニュアルの見直しを行う。

3-1 学生生活部会において、教員、職員及び学生による学内美化清掃の内容を検討し、実行する。

-2 学生や患者を対象に、学内の緑化など環境整備に関するアンケートを実施する。

VII 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VIII 短期借入金の限度額

20億円

IX 剰余金の使途

地方独立行政法人法第40条第3項に規定する剰余金の使途は、教育・研究・診療の質の向上及び組織運営の改善とする。

X 県の規則で定める業務運営事項

1 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財 源
総合周産期母子医療センター暫定整備及び医療機器整備等	8 1 2	長期借入金 7 7 8 授業料 5 病院収入 2 9

2 積立金の使途

な し

(別紙)

予 算

平成19年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金・補助金等収入	1,799
自己収入	23,407
授業料、入学金及び検定料収入等	735
附属病院収入	22,509
雑収入	163
受託研究等収入及び寄附金収入等	827
長期借入金収入	778
計	26,811
支出	
業務費	25,172
教育研究経費	3,128
診療経費	21,246
一般管理費	798
施設整備費	812
受託研究等経費及び寄附金事業費等	827
長期借入金償還金	0
計	26,811

【人件費の見積り】

総額11,412百万円を支出する。(退職手当を除く。)

注) 退職手当については、公立大学法人奈良県立医科大学職員退職手当規程に基づいて支給し、その財源は、運営費交付金を充てる。

【運営費交付金の算定ルール】

県から交付される運営費交付金は、下記の算定基準等に基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金は、県の予算編成過程において、基準を適用する等により計算し、決定される。

(1) 大学

医科大学に係る平成18年度の普通交付税の基準財政需要額算定方法等に準じて算定

(2) 附属病院

公立大学の附属病院としての性格上、一般会計が負担すべき経費として国が定める公営企業の繰出基準等に準じて算定

収支計画

平成19年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	28,377
經常費用	27,615
業務費	25,782
教育研究経費	1,145
診療経費	12,125
受託研究費等	275
役員人件費	75
教員人件費	3,559
職員人件費	8,603
一般管理費	159
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	1,674
臨時損失	762
収入の部	28,804
經常利益	27,533
運営費交付金・補助金等収益	1,700
授業料収益	594
入学金収益	111
検定料等収益	25
附属病院収益	22,509
受託研究等収益	289
寄附金収益	518
財務収益	0
雑益	163
資産見返運営費交付金等戻入	4
資産見返寄附金戻入	9
資産見返物品受贈額戻入	1,611
臨時利益	1,271
純利益	427
総利益	427

資金計画

平成19年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	26,811
業務活動による支出	25,941
投資活動による支出	870
財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	0
資金収入	27,188
業務活動による収入	26,410
運営費交付金・補助金等による収入	2,176
授業料、入学金及び検定料等による収入	735
附属病院収入	22,509
受託研究等収入	289
寄附金収入	538
その他の収入	163
投資活動による収入	0
施設費による収入	0
その他の収入	0
財務活動による収入	778
長期借入金による収入	778
前期中期目標期間からの繰越金	0